

令和5年8月25日

資 産 等 報 告 書

植島 康文

1 土地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
奈良県桜井市上之宮 3 2 5	383.47m <sup>2</sup>	1,248,462円	相続
奈良県桜井市谷 1 1 8 2 - 2	405.00m <sup>2</sup>	11,826,202円	

- (注) 1 信託している土地を含む。ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。  
2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。  
3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

権利の目的となっている土地の所在	面 積	摘 要
該当なし	m <sup>2</sup>	

- (注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。  
2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

3 建物

所 在	床 面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
該当なし	m <sup>2</sup>	円	

- (注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。  
2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

4 預金・貯金

・預金

預金の総額	10,000,000円
-------	-------------

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

・貯金

貯金の総額	該当なし	円
-------	------	---

(注) 普通貯金を除く。

5 有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
該当なし	円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額（金銭信託については、元本の総額）を記入する。

種類	銘 柄	株 数	額 面 金 額 の 総 額
株 券	該当なし	株	円

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価格が1,000,000円を超えるものに限る。）

・自動車

種 類	数 量
該当なし	

(注) 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

・船舶

種 類	数 量
該当なし	

(注) 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

・航空機

種 類	数 量
該当なし	

(注) 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

・美術工芸品

種 類	数 量
該当なし	

(注) 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。）

ゴルフ場の名称

該当なし	

8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。）

貸付金の総額	該当なし	円
--------	------	---

9 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。）

借入金の総額	該当なし	円
--------	------	---